

百日咳発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※) () -
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検案)した者(死体)の類型
・患者(確定例) ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢(0歳は月齢)
男・女	歳(か月)

4 症状	・持続する咳 ・夜間の咳き込み ・呼吸苦 ・スタックート ・ウープ ・嘔吐 ・無呼吸発作 ・チアノーゼ ・白血球数増多 ・肺炎 ・痙攣 ・脳症(急性脳炎の届出もお願いします) ・その他()	1 2 感染原因・感染経路・感染地域
5 診断方法	・分離・同定による病原体の検出 検体: 鼻腔スワブ・咽頭ぬぐい液・喀痰 その他() 検体採取日(月 日) 結果(陽性・陰性) ・検体からの病原体遺伝子の検出 検体: 鼻腔スワブ・咽頭ぬぐい液・喀痰 その他() 検体採取日(月 日) 結果(陽性・陰性) 検査方法: PCR法・LAMP法 ・抗体の検出 抗体の種類: 抗PT IgG ・その他() 結果: 単一血清で抗体価の高値 抗体価() 検体採取日(月 日) ・ペア血清で抗体価の有意上昇 検体採取日(1回目 月 日 2回目 月 日) 抗体価 (1回目 2回目) 検査方法: EIA・その他() ・その他の検査方法() 検体() 検体採取日(月 日) 結果() ・臨床決定: 検査確定例()との接触	①感染原因・感染経路(確定・推定) 1 家族内感染 ・母親 ・父親 ・同胞 ・祖父母 ・その他() ・不明 2 流行の有無 ・幼稚園 ・学校 ・職場 ・その他() ・不明 ②感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国 詳細地域) ③百日せき含有ワクチン接種歴 1回目 有(か月)・無・不明 ワクチンの種類(DPT・DPT-IPV・不明) 接種年月日(S・H 年 月 日・不明) 製造会社/Lot 番号(/ ・不明) 2回目 有(か月)・無・不明 ワクチンの種類(DPT・DPT-IPV・不明) 接種年月日(S・H 年 月 日・不明) 製造会社/Lot 番号(/ ・不明) 3回目 有(か月)・無・不明 ワクチンの種類(DPT・DPT-IPV・不明) 接種年月日(S・H 年 月 日・不明) 製造会社/Lot 番号(/ ・不明) 追加接種 有(歳)・無・不明 ワクチンの種類(DPT・DPT-IPV・不明) 接種年月日(S・H 年 月 日・不明) 製造会社/Lot 番号(/ ・不明) その他: 海外で成人用百日せき含有ワクチン(Tdap)の接種歴がある場合 接種年月日(H 年 月 日・不明) 製造会社/Lot 番号(/ ・不明)
6 初診年月日	平成 年 月 日	
7 診断(検案(※))年月日	平成 年 月 日	
8 入院年月日(入院例のみ)	平成 年 月 日	
9 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
10 発病年月日(*)	平成 年 月 日	
11 死亡年月日(※)	平成 年 月 日	

(1, 2, 4, 5, 12 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から11 欄は年齢、年月日を記入すること。
(※) 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。
(*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
4, 5 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

20 百日咳

(1) 定義

*Bordetella pertussis*によって起こる急性の気道感染症である。

(2) 臨床的特徴

潜伏期は通常5～10日（最大3週間程度）であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。乳児（特に新生児や乳児早期）ではまれに咳が先行しない場合がある。

典型的な臨床像は顔を真っ赤にしてコンコンと激しく発作性に咳込み（スタッカート）、最後にヒューと音を立てて息を吸う発作（ウープ）となる。嘔吐や無呼吸発作（チアノーゼの有無は問わない）を伴うことがある。血液所見としては白血球数増多が認められることがある。乳児（特に新生児や乳児早期）では重症になり、肺炎、脳症を合併し、まれに致命的となることがある。

ワクチン既接種の小児や成人では典型的な症状がみられず、持続する咳が所見としてみられることも多い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。ただし、検査確定例と接触があり、(2)の臨床的特徴を有する者については、必ずしも検査所見を必要としない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体
P C R法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)	血清

※ P C R法はL A M P法などを含む。